

軽自動車税に関する申告書記載事項変更

佐々町長 あて

私の所有(使用)する車両について、次のとおり改造(製作)したことを申し立てます。

なお、改造(製作)内容については、私が一切の責任を負うことを誓約します。

納税義務者 住 所

(所有者) 氏名

※法人の場合は法人印が必要です。

<車両情報>

車 名		車 台 番 号	
車 輪 数	<input type="checkbox"/> 2 輪	<input type="checkbox"/> 3 輪	<input type="checkbox"/> 4 輪以上

<改造内容>

実 施 内 容	<input type="checkbox"/> 原動機の載せ替え	<input type="checkbox"/> 改造キットの取り付け
	<input type="checkbox"/> 輪距の変更(ミニカー登録・解除)	<input type="checkbox"/> 原動機内部のボーリング
	<input type="checkbox"/> 自主製作	<input type="checkbox"/> その他 ()

※改造内容に伴い、変更した項目について記載してください。

項 目	変 更 前	変 更 後
車 種	<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付(総排気量 0.05L 又は定格出力 0.6kw 以下) <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付(総排気量 0.125L 以下かつ最高出力 4.0kw 以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付(定格出力 0.6kw 以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙(総排気量 0.09L または定格出力 0.8kw 以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲(総排気量 0.125L または定格出力 1.0kw 以下)	<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付(総排気量 0.05L 又は定格出力 0.6kw 以下) <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付(総排気量 0.125L 以下かつ最高出力 4.0kw 以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付(定格出力 0.6kw 以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙(総排気量 0.09L または定格出力 0.8kw 以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲(総排気量 0.125L または定格出力 1.0kw 以下)
原動機の型式		
内 径 × 行 径	内径 mm × 行径 mm ※排気量 = (内径 / 2) ² × 行径 × 3.14 / 1000	内径 mm × 行径 mm
排 気 量		cc
輪 距	cm	cm
そ の 他		

※太枠内に記入してください。

※上記改造内容が確認できる資料(カタログ、写真、部品の領収書等)の提出が必要です。

※添付資料例については、裏面を参照ください。

<改造作業者>

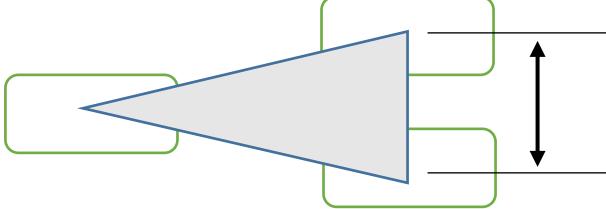
<input type="checkbox"/> 本人(所有者・使用者)		
<input type="checkbox"/> 業 者	住 所	
<input type="checkbox"/> その他の ()	氏名又は名称	
	電 話 番 号	

※虚偽の申告(未改造なのに偽って申告をした場合等)をした場合は、地方税法第448条により30万円以下の罰金に処せられることがあります。裏面も参照してください。

佐々町では、書類による課税客体としての車体の審査を行っておりますので、改造(製作)内容が確認できる資料の提出が必要となります。したがってこの審査は公道走行の可否の審査ではありません。

※ 申告内容に変更があった場合は、佐々町税賦課徵収条例第70条第2項により申告する義務があります。

【添付資料】参考

原動機の載せ替え	改造後の排気量が確認できる資料を提出してください。 <input type="checkbox"/> 原動機購入時の領収書等の写し（メーカー名、型番等がわかるもの） <input type="checkbox"/> 原動機のカタログの写し
改造キットの取り付け	改造後の仕様が確認できる資料を提出してください。 <input type="checkbox"/> 改造キットのカタログの写し <input type="checkbox"/> 改造キット購入時の領収書等の写し（メーカー名、型番等がわかるもの）
輪距の変更 (ミニカー登録・解除)	改造後の輪距が確認できる資料を提出してください。 <input type="checkbox"/> 変更後の輪距が確認できる写真（スケールを添えた写真） <input type="checkbox"/> スペーサーのカタログの写し（新規のみ） <input type="checkbox"/> スペーサー購入時の領収書等の写し（新規のみ）  輪距（タイヤの中心間の距離）
原動機内部のボーリング	改造後のシリンダーの内径及び行程を申告してください。 <input type="checkbox"/> ボーリング後の排気量計算書（表面に内径、行程の記入があれば省略）
自　主　製　作	製作した車両の形状、車輪数、排気量等が確認できる資料を提出してください。 <input type="checkbox"/> 形状、輪距がわかる写真 <input type="checkbox"/> 排気量がわかる資料 <input type="checkbox"/> 車両の設計書の写し <input type="checkbox"/> 原動機の部品等購入時の領収書等の写し（メーカー名、型番等がわかるもの）
その他（上記以外）	改造内容が確認できる資料を提出してください。 <input type="checkbox"/> 改造に使用した部品のカタログの写し <input type="checkbox"/> 改造後の車両の写真 <input type="checkbox"/> 改造内容が確認できる設計書の写し

※改造内容の審査に必要があれば、上記以外の書類等の提出を求める場合があります。

※インターネットで購入（落札）した場合は、領収書に代えて購入（落札）した履歴等のメールの写しで代用できます。

※フリマアプリから購入した場合は、販売者とのSNSのやり取りを確認させていただくことがあります。

※改造内容が確認できない場合は、課税対象として判断できないため、標識を交付できない場合があります。

※製造元からミニカーとして販売された車両については、輪距が確認できる写真のみでこの書類の提出は不要です。

<改造についての注意事項>

・改造した車両で公道を走る場合は、道路運送車両法に定める保安基準に適合する必要があります！！

佐々町が交付する標識は、軽自動車税の課税客体として表示するために貸与しているものであり、保安基準の適合の判断は一切していませんので、公道を走行できるかは、運輸支局等で確認をお願いします。

・一度改造したものを元に戻す場合にも申告が必要です！！

改造した車両を元の状態（製造時）に戻す場合にも、申立書及びそれを証明する資料の提出が必要になります。